

# 八街市地域防災計画

令和 4 年 4 月

八街市防災会議



# 総則編



## 【総則編】目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1節 計画の目的等                 | 1  |
| 第1 計画の目的                   | 1  |
| 第2 計画の構成                   | 1  |
| 第3 計画の修正                   | 2  |
| 第4 他の計画との関係                | 2  |
| 第5 地区防災計画の策定               | 2  |
| 第6 計画の周知                   | 2  |
| 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 3  |
| 第1 八街市及び一部事務組合             | 3  |
| 第2 千葉県                     | 3  |
| 第3 指定地方行政機関                | 4  |
| 第4 自衛隊                     | 7  |
| 第5 指定公共機関                  | 7  |
| 第6 指定地方公共機関                | 9  |
| 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者    | 10 |
| 第8 住民及び事業所等                | 11 |
| 第3節 地域特性                   | 13 |
| 第1 位置                      | 13 |
| 第2 自然環境                    | 13 |
| 第3 社会環境                    | 14 |
| 第4節 基本方針                   | 15 |
| 第1 減災を基本とした対策              | 15 |
| 第2 地域防災力の向上等               | 15 |
| 第3 防災対策の推進・改善              | 16 |



## 第 1 節 計画の目的等

---

平成 23 年 3 月 11 日に発生した歴史上最大級の地震である東北地方太平洋沖地震（マグニチュード 9.0）は、東北三県や本県に未曾有の被害をもたらし、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正、防災基本計画及び千葉県地域防災計画の修正等が行われ、八街市地域防災計画も修正されることとなった。しかし、その後も平成 27 年に発生した関東・東北豪雨や平成 28 年の熊本地震及び同年の台風第 10 号による被害など大規模な災害が頻発し、国ではこれらの災害教訓を踏まえた防災関係法令の改正、防災基本計画の修正、災害対策に関する各種指針の改訂等を行っている。また、千葉県においても、地震被害想定や千葉県地域防災計画の修正及び防災関連の指針等の改訂を行っている。

本計画は、これらの法令や計画と整合をとるほか、被害想定調査、社会構造の変化等をふまえて随時修正するものである。

### 第 1 計画の目的

---

本計画は、八街市防災会議が災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成するもので、地震、火災その他の災害を未然に防止するため、防災に関し必要な災害対策の基本を定め、地域の総合的、計画的な防災行政の整備促進を図り、住民の生命、身体、財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### 第 2 計画の構成

---

#### 1. 計画の構成

総則編に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種別に編を構成して対策計画を定める。

##### （1）総則編

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、市民等の役割、地域の特性等を定める。

##### （2）震災編

地震によるゆれ、液状化、火災等への対策を定める。

また、附編として、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）に基づく、東海地震の発生のおそれがある場合の対応を定める。

##### （3）風水害編

大雨、洪水、強風等による土砂崩れ、浸水、転倒への対策を定める。

##### （4）大規模事故・災害編

大規模火災、林野火災、危険物等の爆発・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突事故及び放射性物質事故への対策を定める。

#### 2. 各編の構成

震災編、風水害編、大規模事故・災害編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基本とする。

## 第1節 計画の目的等

### (1) 総則

災害の履歴、想定等を示す。

### (2) 災害予防計画

災害の未然防止策と減災計画、及び災害対応を的確に行うための対策等を定める。

### (3) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御策や被災者の救助・救援策等を定める。

### (4) 災害復旧・復興計画

災害復旧、復興対策の実施方針等を定める。

## 第3 計画の修正

---

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要が認められる場合は、八街市防災会議において修正を行う。したがって、各関係機関及び市担当課は、所掌事項について常に検討し、修正が必要となった場合は、速やかに修正案を添えて市防災会議に報告しなければならない。また、各関係機関及び市担当課は、所掌事項に関する計画の進捗状況について、毎年3月31日までに防災課に報告するものとする。

なお、市民から本計画の修正要望その他の意見が提出された場合は、これを検討するものとする。

【資料1-1 「八街市防災会議条例」】

【資料1-2 「八街市防災会議運営要領」】

【資料1-3 「八街市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について」】

【資料1-4 「八街市防災会議委員名簿」】

## 第4 他の計画との関係

---

本計画は、市の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

## 第5 地区防災計画の策定

---

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 第6 計画の周知

---

市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、訓練等により計画の習熟に努めるとともに、住民への周知を図るため、広報啓発活動に努める。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

---

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業所等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

### 第1 八街市及び一部事務組合

---

#### 1. 八街市

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の避難生活や生活再建支援に関すること
- (15) 災害時における一般廃棄物等の処理に関すること

#### 2. 佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「消防組合」という。）

- (1) 災害の予防、警戒及び防御に関すること
- (2) 消防、その他の応急措置に関すること
- (3) 災害時の救助、救急及び情報の収集、伝達に関すること
- (4) 危険物の安全確保のための指導に関すること
- (5) 災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集・伝達に関すること（ちば消防共同指令センター）

#### 3. 印旛衛生施設管理組合

- (1) し尿の収集・処理に関すること

#### 4. 千葉県市町村総合事務組合

- (1) 災害弔慰金の支給等に関すること

### 第2 千葉県

---

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

## 第3 指定地方行政機関

---

### 1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波警報の伝達に関すること

### 2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
  - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
  - ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
  - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
  - ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
  - イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
  - ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
  - エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
  - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関

すること

カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

(4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係

ア 災害関係の融資に関すること

イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること

ウ 手形交換、休日営業等に関すること

エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること

オ 営業停止等における対応に関すること

3. 関東信越厚生局

(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること

(2) 関係職員の派遣に関すること

(3) 関係機関との連絡調整に関すること

4. 関東農政局

(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

(2) 応急用食料・物資の支援に関すること

(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること

(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること

(6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること

(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること

(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること

(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

5. 関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6. 関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること

(2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

(3) 被災中小企業の振興に関すること

7. 関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること

(2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

8. 関東運輸局

(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

### 9. 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

### 10. 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

### 11. 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

### 12. 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

### 13. 関東地方整備局

- (1) 災害予防
  - ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
  - イ 通信施設等の整備に関すること
  - ウ 公共施設等の整備に関すること
  - エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
  - オ 官庁施設の災害予防措置に関すること
  - カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
  - キ 豪雪害の予防に関すること
- (2) 災害応急対策
  - ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
  - ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
  - エ 災害時における復旧資材の確保に関する事
  - オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事
  - カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
  - キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
  - ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事
- (3) 災害復旧
- 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

### 14. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事
- (3) 地殻変動の監視に関する事

## 第4 自衛隊

---

- (1) 災害派遣の準備
  - ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
  - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
  - ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
  - エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関する事
- (2) 災害派遣の実施
  - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
  - イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

## 第5 指定公共機関

---

- 1. 東日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコミュニケーションズ」という。）
  - (1) 電気通信施設の整備に関する事
  - (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
  - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
- 2. 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤千葉県支部」という。）
  - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
  - (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
  - (3) 義援金品の募集及び配分に関する事

3. 日本放送協会（以下「NHK」という。）

- （1）住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- （2）住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- （3）社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
- （4）被災者の受信対策に関すること

4. 東日本高速道路株式会社（以下「東日本高速道路」という。）

- （1）東日本高速道路の保全に関すること
- （2）東日本高速道路の災害応急に関すること
- （3）災害時における緊急交通路の確保に関すること

5. 成田国際空港株式会社（以下「成田国際空港」という。）

- （1）災害時における空港の運用に関すること
- （2）空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- （3）帰宅困難者対策に関すること

6. 東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）

- （1）鉄道施設の保全に関すること
- （2）災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- （3）帰宅困難者対策に関すること

7. 日本貨物鉄道株式会社（以下「日本貨物鉄道」という。）

- （1）災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

8. 日本通運株式会社千葉支店（以下「日通千葉支店」という。）

- （1）災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

9. 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力パワーグリッド」という。）

- （1）災害時における電力供給に関すること
- （2）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

10. KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）

- （1）電気通信施設の整備に関すること
- （2）災害時等における通信サービスの提供に関すること
- （3）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

11. 日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）

- （1）災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- （2）災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
- （3）災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- （4）日本郵便の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」とい

う。)の非常払及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命」という。)の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

12. 東京ガス株式会社(以下「東京ガス」という。)

- (1) ガス供給施設(製造設備等を含む)の建設及び安全確保に関すること
- (2) ガスの供給に関すること

13. ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

14. 福山通運株式会社(以下「福山通運」という)、佐川急便株式会社(以下「佐川急便」という)、ヤマト運輸株式会社(以下「ヤマト運輸」という)、西濃運輸株式会社(以下「西濃運輸」という。)

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること

## 第6 指定地方公共機関

---

1. 印旛沼土地改良区

- (1) 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- (3) たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

2. 一般社団法人千葉県エルピーガス協会(以下「千葉県LPガス協会」という。)

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

3. 公益社団法人千葉県医師会(以下「千葉県医師会」という。)

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

4. 一般社団法人千葉県歯科医師会(以下「千葉県歯科医師会」という。)

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

5. 一般社団法人千葉県薬剤師会(以下「千葉県薬剤師会」という。)

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社(以下「千葉テレビ」という。)、株式会社ニッポン放送(以下「ニッポン放送」という。)、株式会社ベイエフエム(以下「ベイエフエム」という。)

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること

- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. 一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千葉県トラック協会」という。）、一般社団法人千葉県バス協会（以下「千葉県バス協会」という。）

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

8. 公益社団法人千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

## 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

---

1. 公益社団法人印旛市郡医師会（八街地区医師会。以下「印旛市郡医師会」という。）

- (1) 医療及び助産活動
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整

2. 公益社団法人印旛郡市歯科医師会（八街支部歯科医師会。以下「印旛郡市歯科医師会」という。）

- (1) 歯科医療活動
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整

3. 一般社団法人印旛郡市薬剤師会（八街市薬剤師会。以下「印旛郡市薬剤師会」という。）

- (1) 医薬品の調達、供給
- (2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整

4. 社会福祉法人八街市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）

- (1) 要配慮者の支援
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援

5. 千葉みらい農業協同組合（八街支店。以下「JA千葉みらい」という。）

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物の災害応急対策の指導
- (3) 被災農家に対する融資、あつせん
- (4) 農業生産資機材及び農家生活資材の確保、あつせん
- (5) 農産物の需給調整

6. 千葉県森林組合（北部支所）

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資、あつせん

7. 八街商工会議所

- (1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
- (4) 災害時における物価安定への協力

#### 8. 八街建設事業協同組合、八街市建設業災害対策協力会

- (1) 災害時における住宅復旧対策、建設活動の協力

#### 9. 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収集及び保護
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

#### 10. 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- (4) 被災施設の災害復旧

#### 11. 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資

#### 12. 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

#### 13. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備

### 第8 住民及び事業所等

---

#### 1. 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること  
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること

**2. 自主防災組織（区、自治会等）**

- （1）地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- （2）県、市が行う防災対策に協力するよう努めること

**3. 事業所**

- （1）従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- （2）地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること
- （3）災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

**4. ボランティア団体**

平常時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

## 第3節 地域特性

### 第1 位置

本市は、千葉県北部のほぼ中央にあり、東京から50km圏内、京葉工業地帯から20km、成田国際空港からは10kmに位置している。東を山武市、南は東金市・千葉市、西は佐倉市、北は酒々井町・富里市に接している。

〈本市の地勢〉

|                |                                               |
|----------------|-----------------------------------------------|
| 極東、極西<br>極南、極北 | 東経 140° 21' 、140° 15'<br>北緯 35° 42' 、 35° 34' |
| 大きさ            | 南北 16.0km      東西 7.7km                       |
| 面積             | 74.94km <sup>2</sup>                          |

### 第2 自然環境

#### 1. 地形

下総台地の南部に位置する本市は、大きな河川や山はなく、大部分を為す平坦な台地と、それを樹枝状に刻む谷（谷津）から構成される。

台地面の高度は北部で約40m、南部で65mとなっており、全体として北側へ傾斜している。また、茂原から佐原にかけて延びる隆起帯（下総台地東部隆起帯）の軸が、市東部を南南西―北北東方向へ延びており、これが印旛沼水系と九十九里側水系との分水嶺となっている。

台地面は畑地や居住地として利用されており、八街駅のある市中心部は台地上に位置している。起伏が少ない台地面であるが、台地を刻む谷の谷頭から延びる幅が広く浅い谷地形がみられる。

台地を刻む谷沿いの低地は低湿で、主に水田として利用されている。台地面と谷底低地の比高は約20mあり、斜面は主に樹林地となっている。

【資料2－4 「地形分類図」】

#### 2. 地質

本市域の下総台地は第四紀層から構成される。最下位の下総層群成田層は、貝殻の化石や生物活動の痕跡が認められる浅海性から淡水性の泥層や砂層から形成され、ほぼ水平に堆積している。その上位に、火山灰の風性堆積物からできた関東ローム層（下位から下末吉ローム層、武蔵野ローム層、立川ローム層）がのる。

谷底低地は砂、シルト、粘土などの非固結堆積物からなる軟弱地盤である。

#### 3. 気候

##### （1）気温

本市付近の年間平均気温は14.4℃と概ね温暖であるが（気象庁アメダス佐倉観測所における1981年～2010年の平年値）、県内では内陸に位置するため寒暖の差が大きく、最低気温は-2℃近くまで下がることもある。

#### (2) 風況

本市付近は、冬の風は筑波下ろしと呼ばれる北よりの風と夏の南よりの風が季節的に交代する。

日別風向は年間を通じて北北東が卓越し、特に冬季はその傾向が強い。一方、最大風速や瞬間最大風速はその時々気圧配置の影響を受け、南よりの風となることも多い。（気象庁アメダス佐倉観測所：平成28年）

#### (3) 降水量

気象庁アメダス佐倉観測所における降水量の平年値（1981～2010年の平均）は1,409.6mmで、県内でも雨の少ない地域である。

日最大降水量は243mm（1996年9月22日）で、8月から10月頃の台風や前線の活動に伴う降雨等で1日200mm以上が複数観測されている。また、時間最大雨量は68.5mm（2015年6月23日）で、台風の他梅雨期の局地的な集中豪雨等によって時間50mm以上が複数観測されている。（気象庁アメダス佐倉観測所：1976年1月～2018年6月）

## 第3 社会環境

---

### 1. 人口

本市の人口と世帯数は、平成30年3月31日現在、70,986人、31,475世帯である。

65歳以上が全人口に占める割合は27.6%であり、平成23年3月末の19.1%から急激に高齢化が進んでいる。また、75歳以上が全人口に占める割合は11.4%である。

地区別では、二州小学校区（沖分校を含む）で65歳以上の割合が30%を超えるのをはじめ、交進小学校区、実住小学校区でも高齢化が進んでいる。一方、八街東小学校区や朝陽小学校区、実住小学校区では、14歳以下が10%を超える。

### 2. 土地利用

本市の面積は、7,494haであり、このうち用途地域は594.1ha、用途地域外は6,899.9haである（平成28年）。民有地の面積は6,264.5haであり、その中で最も広い面積を占めるのは畑で3,386.1ha、次いで、宅地の1,194.2ha、山林の919.2ha、雑種地ほかの476.3ha、田の209.1haとなっている（平成29年）。残余の1,309.1haは、公有地その他である。

### 3. 交通

本市は、東京まで約50km、県庁所在地の千葉市に20kmの位置にあり、JR総武本線により、東京都心や千葉市と結ばれている。

道路では、国道409号が市域の東側を南北に通っており、成田・東金方面へのアクセス路となっているほか、市域の北側に東関東自動車道、南側に首都圏中央連絡自動車道及び千葉東金道路が通っており、千葉市や成田市及び東京方面と結ばれている。

### 4. ライフライン

上水道の普及率は、52.30%（平成29年）、下水道の普及率は27.5%でそのうち水洗化率は95.3%となっている（平成29年）。ガスは東京ガス及びプロパンガス、電力は東京電力等により供給されている。

## 第4節 基本方針

---

地域防災においては、減災の取組が最も重要である。したがって、市、関係機関、住民及び事業所等が自助・共助・公助とそれらの連携により減災に取り組むものとし、それぞれが総力を挙げて住民等の身体・生命及び財産を守るため、以下の防災対策を推進する。

### 第1 減災を基本とした対策

---

災害の発生を完全に防ぐことは困難なため、被害を最小限にとどめる「減災」の視点で対策を進めることが重要である。

災害時は人命を第一とし、経済被害等はできる限り少なくするという減災の考え方を普及するとともに、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせ、地域の被害を最小限に抑えられるようにする。

#### 1. 都市防災の推進

八街市耐震改修促進計画（平成29年2月）を推進し、防災上重要な公共建築物のほか、不特定多数の者が利用する建物及び住宅等の耐震化率を向上させ、防災拠点の機能不全を防止する。さらに、家具・大型家電の固定等を推進し、建物の倒壊等による人的被害を軽減する。

また、ライフライン施設や道路・鉄道等の公共施設の耐震化や液状化対策及び被災時の応急復旧体制並びに代替策等を整備することで、災害時のライフライン機能や公共交通機能の低下を抑制する。

【主な関連施策：震災編 第2章・第3節「防災都市づくり」】

#### 2. 地盤災害等防止対策の推進

地盤の液状化対策、土砂災害警戒区域における警戒避難体制等の整備等により、地震や大雨による崩壊、転倒等による人的被害を軽減する。

【主な関連施策：震災編 第2章・第2節「地盤災害予防対策」】

【主な関連施策：風水害編 第2章・第2節「土砂災害の防止等対策」】

## 第2 地域防災力の向上等

---

市や防災関係機関の「公助」、市民及び事業者等の「自助」及びそれらが連携した「共助」による防災力を最大限発揮することで、地域の被害を最小限にとどめることができる。

このため、市、防災関係機関、市民及び事業者がそれぞれの役割や連携の意義を認識し、防災・減災の取組みを実行するものとする。

#### 1. 職員・市民等の防災教育等の推進

区（自治会）を単位とした自主防災組織の結成、自主防災組織リーダー研修、学校等における児童・生徒等の防災教育及び過去の災害教訓の伝承活動を推進し、市民等の防災意識と知識を向上させる。

また、市や防災関係機関は、職員研修、関係機関相互の情報交換等を推進し、災害対応力や連携力を向上させる。

さらに、市総合防災訓練を始め、多様な主体が参加する各種防災訓練を実施することで、

## 第4節 基本方針

災害時の行動手順や防災資機材の操作方法等の習得や状況判断力の向上を図る。

【主な関連施策：震災編 第2章・第1節「防災体制の確立」】

### 2. 物資等の備蓄、供給体制の整備

家庭や事業所における3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を推進し、災害直後の自助・共助による生命維持を確保する。

また、市は、すべての避難所に防災備蓄倉庫を整備し、食料等の分散備蓄を推進するほか、その他必要な救援物資等を調達するための災害協定を推進することで、自助・共助を補完し、また、備蓄が困難な物資等を速やかに確保できるようにする。

【主な関連施策：震災編 第2章・第4節「備蓄・物流・燃料対策」】

### 3. 要配慮者の安全確保対策の推進

東日本大震災では、東北3県の死亡者の約3分の2を60歳以上が占めており、高齢者の災害リスクが高かったことが明らかになっている。

本市も高齢化の進展に伴い、八街市避難行動要支援者避難支援を推進し、避難行動要支援者ごとの個別計画や福祉避難所の運営体制等を整備することで、在宅の高齢者や障がい者等の被害を軽減する。

また、社会福祉施設においても、施設の安全対策、防災訓練等を推進することで、入所・通所する要配慮者の安全確保、医療・福祉サービス機能の継続を図る。

【主な関連施策：震災編 第2章・第7節「要配慮者の安全確保対策」】

### 4. 安全・安心な避難環境の整備

東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性向けの物資の不足等、様々な場面で、男女双方のニーズの違いへの配慮が必要であることが認識された。

プライバシー等、避難生活に配慮した避難所の設備や資機材の整備等を推進し、避難者の安全と安心を確保する。また、男女双方の視点に配慮するため、防災体制や対策の推進にあたっては、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れる。

【主な関連施策：震災編 第2章・第5節「防災施設の整備」】

## 第3 防災対策の推進・改善

---

本計画は、八街市地域の防災体制や各種防災対策を総合的に定めた基本計画である。

今後、災害予防計画のアクションプランや災害応急対策及び復旧・復興対策の業務マニュアルを作成し、本計画に定める各種対策の実行を推進する。

また、本計画やマニュアル等を随時点検・修正し、本市の地域性や災害の教訓等を踏まえた内容としていく。

【主な関連施策：震災編、風水害編、大規模事故・災害編の全般】